

令和5年蘭越町議会第3回定例会会議録

○開会及び閉会

令和5年 9月15日

開 会 午後 3時24分

閉 会 午後 3時35分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

6番 向山 博 7番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	認定第1号	令和4年度蘭越町一般会計歳入歳出 決算の認定について
	認定第2号	令和4年度蘭越町奨学資金特別会計

	認定第3号	歳入歳出決算の認定について 令和4年度後志公平委員会特別会計
	認定第4号	歳入歳出決算の認定について 令和4年度蘭越町地域振興事業特別
	認定第5号	会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度蘭越町国民健康保険特別
	認定第6号	会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度蘭越町後期高齢者医療特
	認定第7号	別会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度蘭越町介護保険サービス
	認定第8号	事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 令和4年度蘭越町簡易水道事業特別
	認定第9号	会計歳入歳出決算の認定について 令和4年度蘭越町農業集落排水事業
	認定第10号	特別会計歳入歳出決算の認定につ いて 令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事
	認定第11号	業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて 令和4年度蘭越町特産品開発事業特
日程第2	報告第1号	別会計歳入歳出決算の認定について 健全化判断比率及び資金不足比率に ついて
日程第3	報告第2号	例月出納検査結果報告
日程第4	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（議会運営 委員会）

○議長（熊谷雅幸） ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、認定第1号から認定第11号まで令和4年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番金安議員。

○5番（金安英照） ただいま一括上程されました、認定第1号から認定第11号までの令和4年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査結果を御報告いたします。

9月13日に設置され決算特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第11号までについて、本日、委員会を開催し、提出された決算書及び付属資料により、予算の執行が効果的かつ適正に処理されているか慎重に審査をいたしました。

その結果、令和4年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、いずれも認定すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 以上で委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

決算特別委員会の構成は議員全員であります。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑、討論については、省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

ただちに採決に入ります。

これより、日程第1、認定第1号から認定第11号まで令和4年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括で採決をいたします。

お諮りいたします。

決算は委員長報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、報告第1号健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第1号健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政指標を健全化判断比率として定め、さらに、公営企業の経営の健全化を促す基準として資金不足比率が定められております。

なお、これらの指標につきましては、健全化法第3条の第1項の定めで、毎年度、前年度の決算に基づき、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会に報告し、公表することとなっております。

また、この健全化判断比率が、早期健全化基準、財政再生基準を超えますと、一部起債の借入が制限されたり、健全化を図るための財政再生計画を策定することになります。

それでは、次のページの健全化判断比率について御説明いたします。

はじめに、実質赤字比率についてでございますが、この比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。

本町の令和4年度普通会計の実質収支額は、3億6,843万9,000円の黒字で、実質赤字比率はマイナス比率となることから発生いたしません。

次に、連結実質赤字比率についてですが、これは普通会計に公営事業の特別会計を合わせた連結数値の赤字の割合を示す比率でございます。

本町の場合、普通会計に特別会計を合わせた全会計の実質収支額は、

4億69万9,000円の黒字で、連結実質赤字比率もマイナス比率となることから発生いたしません。

次に、実質公債費比率でございますが、10.8%です。

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金、また、上下水道事業等の公営企業や一部事務組合など、元利償還金に充てる一般会計からの繰出金などを加えた経費の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、過去3年間の平均値で示すこととされています。

令和4年度は、令和3年度の実質公債費比率11.4%と比較して、0.6%の減少となっております。

なお、早期健全化基準は25.0%となっております。

次に、将来負担比率についてでございますが、この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、令和4年度は、令和3年度と同様、マイナス比率でございますが、将来負担比率は発生いたしません。公共施設整備基金をはじめとする各種基金の充実が主な要因となります。

なお、早期健全化基準は350%となっております。

次に、資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、公営企業における、資金不足額の営業収益などに対する比率でございますが、本町においては、簡易水道事業、農業集落排水事業、幽泉閣事業と全会計余剰額がありまして、資金不足比率は発生いたしません。

また、経営健全化基準は20%となっております。

なお、監査委員の審査は、8月31日に実施いただいております、審査意見書も併せて添付しております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものです。

以上で説明を  
終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、報告第2号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

---

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、承認第1号閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、令和5年第3回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時35分 閉会